徳島県湾・灘協議会設置要綱

（名称）

第１条　本会は徳島県湾・灘協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　とくしまの「里海」を実現するため、瀬戸内海の環境保全に係る施策の実施を推進し、「きれいで豊かな海」の確保に資することを目的とする。

（所掌事務）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（１）瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画を策定及び変更するに際し、関係者等の意見聴取。

（２）その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

（構成）

第４条　協議会は、別表に掲げる団体及び行政機関（以下「構成団体等」という。）により構成する。

２　協議会に、公募委員を置くことができる。

（会議）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、構成団体等から選出のあった者（以下「構成員」という。）により構成する。

２　会議には、会長を置き、構成員の互選により選出する。

３　会長は、会議を招集し、その議長となる。

４　会長に事故あるときは、会長の指名する者がその職務を代行する。

５　会議は、会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

６　会議は、会長が必要と認めたときは、関係のある構成員のみで開催することができる。この場合、事務局は、他の構成員に対し、当該協議内容等について通知するものとする。

（部会）

第６条　協議会は、第３条の事務を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議するために、部会を置くことができる。

２　部会には、部会長を置く。

３　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

４　部会長に事故あるときは、部会長の指名する者がその職務を代行する。

５　部会は、部会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

（事務局）
第７条　協議会に関する事務局は、徳島県生活環境部環境管理課に置く。
２　事務局長は、徳島県生活環境部環境管理課長の職にある者をもって充てる。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和４年６月８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表　徳島県湾・灘協議会構成団体等

〇団体

名称	区分
国立大学法人　徳島大学	学術・研究
公益社団法人　徳島森林づくり推進機構	林業
一般財団法人　自然公園財団　鳴門支部	環境
公益社団法人　徳島県環境技術センター	
特定非営利活動法人徳島サステナブル社会推進センター （徳島県気候変動適応センター）	
徳島小松島港清港会	
徳島県漁業協同組合連合会	漁業
大塚製薬株式会社　徳島本部	事業者

〇行政機関

名称	区分
環境省　中国四国環境局　四国事務所	国
国土交通省　四国地方整備局　徳島河川国道事務所	
国土交通省　四国地方整備局　那賀川河川事務所	
国土交通省　四国地方整備局　小松島港湾・空港整備事務所	
徳島市	市町
鳴門市	
小松島市	
阿南市	
松茂町	
徳島県	県
環境管理課	
サステナブル社会推進課	
資源循環課	
保健製薬環境センター	
水産振興課	
生産基盤課	
林業振興課	
農林水産総合技術支援センター　水産研究課	
港湾政策課	
河川政策課	
水環境整備課	